

# 東北地方整備局の 工事現場等におけるクマ対策の事例集



# 【一覧表】東北地方整備局管内の工事現場等におけるクマ対策

## ●本資料に掲載しているクマ対策の一覧表

事例集	キーワード	対策内容	右下のページ
1/8	安全教育の充実	・自治体公表資料等を用いて、クマに特化した安全教育を実施。 ・KYミーティングで危険予知を記載。	3
1/8	熊スプレー（噴射訓練）	・万が一の際にクマ撃退スプレーを確実に使用出来るようにするため、使用方法や噴射距離を確認。	3
1/8	熊スプレー（携行・常備）	・作業中は熊撃退スプレーを携行する。 ・現場事務所や建設機械等に熊スプレーを常備する。	3
1/8	注意喚起看板	・工事等関係者や施設利用者等に向けた看板設置により、注意喚起を促す。	3
2/8	熊鈴	・工事等関係者は熊鈴を携行する。 ・現場事務所等に熊鈴を常備する。	4
2/8	ラジオ	・ラジオ作動により人の存在を知らせ、熊を遠ざける。	4
2/8	ホイッスル、ホーン	・工事等関係者は電子ホイッスルを携行する。 ・熊が怖がる猟銃音、熊が嫌がる猟犬の鳴き声、爆竹の音などで熊を遠ざけるホーンを携行する。	4
2/8	鐘、鳥獣害防除機器	・管理施設内に鐘を常設する事で施設利用者に配慮。 ・センサーにて感知し音声や光により威嚇する鳥獣害防除機器を活用。	4
3/8	大音量スピーカー、低周波音スピーカー	・24時間常時、夜間のみなど用途に応じて活用 ・管理区間に低周波音スピーカーを設置し、熊を寄せ付けない。	5
3/8	サイレン、火薬銃	・現場稼働前にサイレンを鳴らし人の存在を知らせ、熊を寄せ付けない。 ・火薬銃を携行、常備する。	5
3/8	ロケット花火	ロケット花火を鳴らしてからの作業着手を徹底。	5
3/8	熊よけアプリ	・位置情報サービスを使用して、ユーザーがマップに登録されている熊出没ポイント付近にアクセスする場合、警報音で警告。 ・作業中に使用し、人の存在を知らせる。	5
4/8	獣よけ線香	・通常の線香原料に唐辛子粉末などを練り込んだ線香を携行。	6
4/8	獣よけシート	・熊が嫌がる匂いを放つシートを現場内に設置し、熊を寄せ付けない。	6

事例集	キーワード	対策内容	右下のページ
4/8	忌避剤（狼の尿）	・クマの天敵である野生の狼のテリトリーにマーキングする習性を利用して、狼の尿を設置し、クマを寄せ付けない。	6
4/8	忌避剤（その他）	・忌避剤の携行や管理区間への忌避剤設置。	6
5/8	赤外線、ドローン	・赤外線センサーカメラ搭載のドローンを活用した把握。	7
5/8	フラッシュライト	・センサーが車などの動きを検知して、フラッシュライトが自動点灯し、熊を寄せ付けない。	7
5/8	藪の刈り払い	・クマが潜む可能性のある草や藪などの刈り払いを実施し、クマが潜む場所をなくすとともに、視認性を向上。	7
5/8	餌の除去、清掃	・クマの餌となる柿の実の除去や管理施設内の栗の落実を除去・清掃する。	7
6/8	専門家による講話・講演	・専門家に講話を依頼し、事務所職員や工事等関係者が参加（クマの特徴、行動パターン、繁殖、餌探しの行動特徴、クマと出くわした時の防御姿勢など。）	8
6/8	監視カメラ	・動物などの動きに反応して録画するタイプの監視カメラを設置し、警戒にあたる。	8
6/8	交通誘導警備員の安全確保	・基本的に1人の作業となる誘導員の安全確保のため、規制箇所にリモコン式の信号と軽自動車を配備して車中から信号を操作できる環境を確保。	8
6/8	箱罠	・クマ目撃情報を自治体に連絡し、自治体から地元猟友会へ依頼。	8
7/8	職場駐車場での取り組み	・職員等の帰宅時のクマ被害防止のため、事務所駐車場にて爆竹等による追い払いを実施。	9
7/8	SNS	・クマ目撃情報があつた場合、事務所SNSに投稿。	9
7/8	河川巡視時の注意喚起	・河川巡視の際、河川利用者に対して注意喚起の呼びかけを行う。	9
7/8	会社から現場への通知	・作業所・営業所や個人の注意事項等を会社から現場に通知し、周知徹底を図る。	9
8/8	クマ被害対策パッケージ	・クマの早期発見や移動範囲を狭めることへの効果を期待し、河川管理上支障となる樹木伐採や草本類の踏み倒し等を実施。	10

# 【概要】東北地方整備局管内の工事現場等におけるクマ対策

- 基本的なクマ対策としては熊出没情報の収集、熊よけグッズの携行（熊鈴・熊撃退スプレー・笛やホイッスル等）、複数人行動の徹底、食料品の放置はしない等が挙げられ、東北地方整備局管内の工事現場等では既に取り組んでいる状況です。
- また、東北地整管内の更なるクマ対策への取り組みとして、大音量スピーカー等の現場存置、狼の尿や唐辛子等の匂いによる忌避剤の使用、監視カメラの設置による警戒など、各現場で様々な工夫をしております。
- 本事例集はそのような現場の工夫を集約したもので、東北地整の関係者や工事・業務等の受注者等、東北6県の地方公共団体、建設業関係団体等に対して東北地整管内のクマ対策を共有し、クマ被害の未然防止に向けた取り組みの参考としていただくものです。



▲熊スプレーの噴射訓練



▲外部専門家による講習会の実施状況



▲管理施設内の監視カメラ設置（事例は、動物などの動きに反応して録画するタイプの監視カメラを設置）



▲忌避剤（狼の尿）の現場存置▶



▲忌避剤の現場存置



▲管理施設利用者へ注意喚起（記者発表）

▲SNSに目撃情報を発信 2

# 【事例集】東北地方整備局管内の工事現場等におけるクマ対策(1/8)

## 【安全教育の充実（クマに特化した教育）】

⇒自治体公表資料等を用いて、クマに特化した安全教育を実施。  
 ⇒KYミーティングで危険予知を記載。  
 事例1（クマに特化した安全教育）



## 事例2（KYミーティングに反映）

安全指示書	
日付	10月 20日 (木)
場所	山形県 尾花
対象	作業員
危険予知	危険動物に遭遇し被害を受ける
対策	対策用具を着用し、使用可能な状態にしておく。周囲をよく確認し予防措置を行う。(熊よけホーン等)



## 【安全教育の充実（熊スプレースの噴射訓練）】

⇒万が一の際にクマ撃退スプレーを確実に使用出来るようにするため、デモンストレーションを通じて使用方法や噴射距離を確認。  
 事例1（スプレー噴射距離の把握）



## 事例2（スプレー取り出しの訓練）



## 事例3（スプレー噴射の実演）



## 【熊スプレースの携行・常備】

⇒作業中は熊撃退スプレーを携行する。  
 ⇒現場事務所や建設機械等に熊スプレーを常備する。

事例1（工事等関係者は作業中にスプレーを携行）



事例2（建設機械にスプレーを常備）



事例3（現場事務所にスプレーを常備）

## 【注意喚起看板の設置】

⇒工事等関係者や施設利用者等に向けた看板設置により、注意喚起を促す。

事例1（デジタルサイネージの活用）



事例2（工事現場内の看板設置）



事例3（管理施設内の看板設置）



# 【事例集】東北地方整備局管内の工事現場等におけるクマ対策(2/8)

## 【熊鈴の携行・常備】

⇒工事等関係者は熊鈴を携行する。  
⇒現場事務所等に熊鈴を常備する。

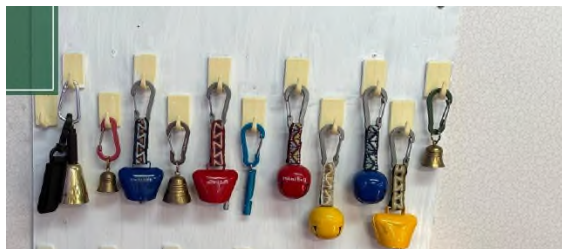
事例1：作業中に携行



事例2（作業中に携行）



事例3（現場事務所に常備）



## 【ラジオの携行・設置】

⇒ラジオ作動により人の存在を知らせ、熊を遠ざける。

事例1

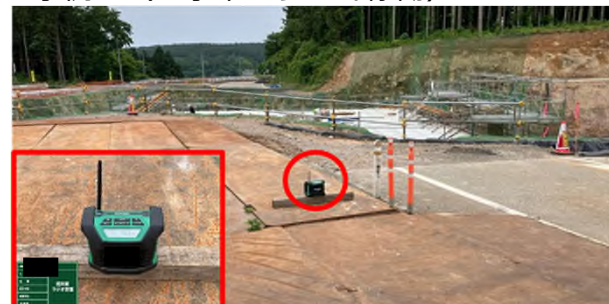
（管理施設内で24時間常時作動）



事例2（作業員のラジオ携行）



事例3（工事中のラジオ稼働）



## 【ホイッスルやホーンの携行】

⇒工事等関係者は電子ホイッスルを携行する。  
⇒熊が怖がる猟銃音、熊が嫌がる猟犬の鳴き声、爆竹の音などで熊を遠ざける  
ホーンを携行する。

事例1（ホイッスル携行）



事例2（ホーンの携行）



## 【鐘の設置・鳥獣害防除機器の活用】

⇒管理施設内に鐘を常設する事で施設利用者に配慮。  
⇒センサーにて感知し音声や光により威嚇する鳥獣害防除機器を活用。

事例1（管理施設内に鐘を常設）



事例2（鳥獣防除機器を活用）

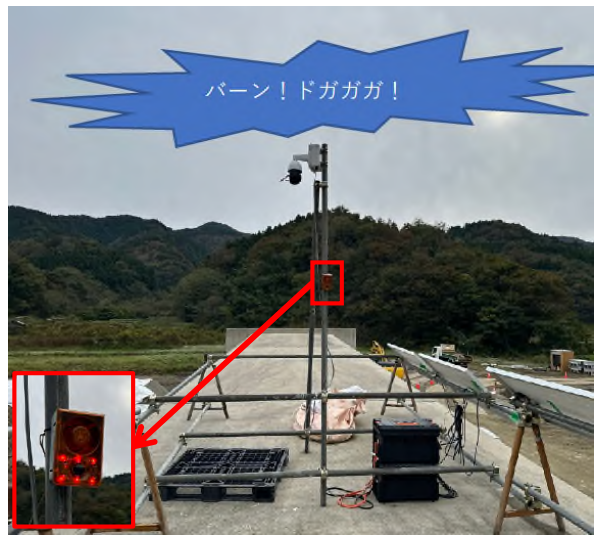


# 【事例集】東北地方整備局管内の工事現場等におけるクマ対策(3/8)

## 【大音量スピーカーや低周波音スピーカーの設置】

⇒24時間常時、夜間のみなど用途に応じて活用（事例1では最大130dBの音量）  
 ⇒管理区間に低周波音スピーカーを設置し、熊を寄せ付けない。

事例1（大音量スピーカー）



事例2（低周波音スピーカー）



## 【サイレンの活用、火薬銃の携行】

⇒現場稼働前にサイレンを鳴らし人の存在を知らせ、熊を寄せ付けない。  
 ⇒火薬銃を携行、常備する。

事例1（現場着手前のサイレン）



事例2（火薬銃の携行、常備）



## 【ロケット花火の活用】

⇒ロケット花火を鳴らしてからの作業着手を徹底。

事例1



事例2



事例3



## 【熊よけアプリの活用】

⇒位置情報サービスを使用して、ユーザーがマップに登録されている熊出没ポイント付近にアクセスする場合、警報音で警告する。  
 ⇒作業中に使用し、人の存在を知らせる。

事例1



事例2



# 【事例集】東北地方整備局管内の工事現場等におけるクマ対策(4/8)

## 【獣よけ線香の携行】

⇒通常の線香原料に唐辛子粉末などを練り込んだ線香を携行。

事例 1



## 【現場内に獣よけシートを設置】

⇒熊が嫌がる匂いを放つシートを現場内に設置し、熊を寄せ付けない。

事例 1



## 【忌避剤（狼の尿）の現場内存置】

⇒クマの天敵である野生の狼のテリトリーにマーキングする習性を利用して、狼の尿を設置し、クマを寄せ付けない。

事例 1



事例 2



事例 3



## 【忌避剤（その他）の現場内存置】

⇒忌避剤の携行や管理区間への忌避剤設置。

事例 1（工事現場に忌避剤を設置）



事例 2（管理区間に忌避剤を設置）



# 【事例集】東北地方整備局管内の工事現場等におけるクマ対策(5/8)

【赤外線カメラを搭載したドローンの活用】  
⇒赤外線センサーカメラ搭載のドローンを活用した把握。  
事例 1



【草や藪の刈り払いによる視認性向上】  
⇒クマが潜む可能性のある草や藪などの刈り払いを実施し、クマが潜む場所をなくすとともに、視認性を向上。  
事例 1



【フラッシュライトの設置】  
⇒センサーが車などの動きを検知して、フラッシュライトが自動点灯し、熊を寄せ付けない。  
事例 1



【熊の餌となる柿や栗の実を除去】  
⇒クマの餌となる柿の実の除去や管理施設内の栗の落実を除去・清掃する。  
事例 1 (柿の実の除去)                      事例 2 (栗の落実を除去・清掃)

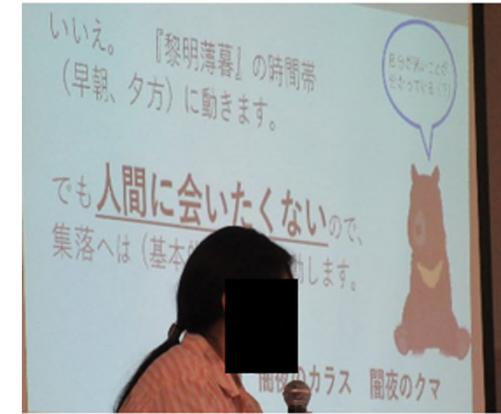


# 【事例集】東北地方整備局管内の工事現場等におけるクマ対策(6/8)

## 【専門家による講話・講演等】

⇒専門家に講話を依頼し、事務所職員や工事等関係者が参加。事故防止対策委員会を活用して講話をいただいた事例もあり。  
⇒講話・講演内容は、クマの特徴、行動パターン、繁殖、餌探しの行動特徴、クマと出くわした時の防御姿勢など。

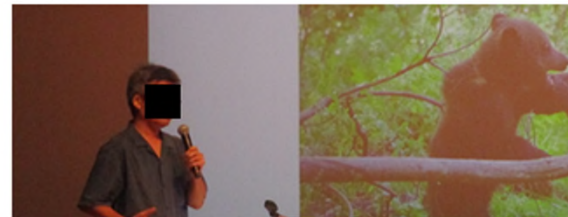
事例1



事例2



事例3



## 【監視カメラの設置】

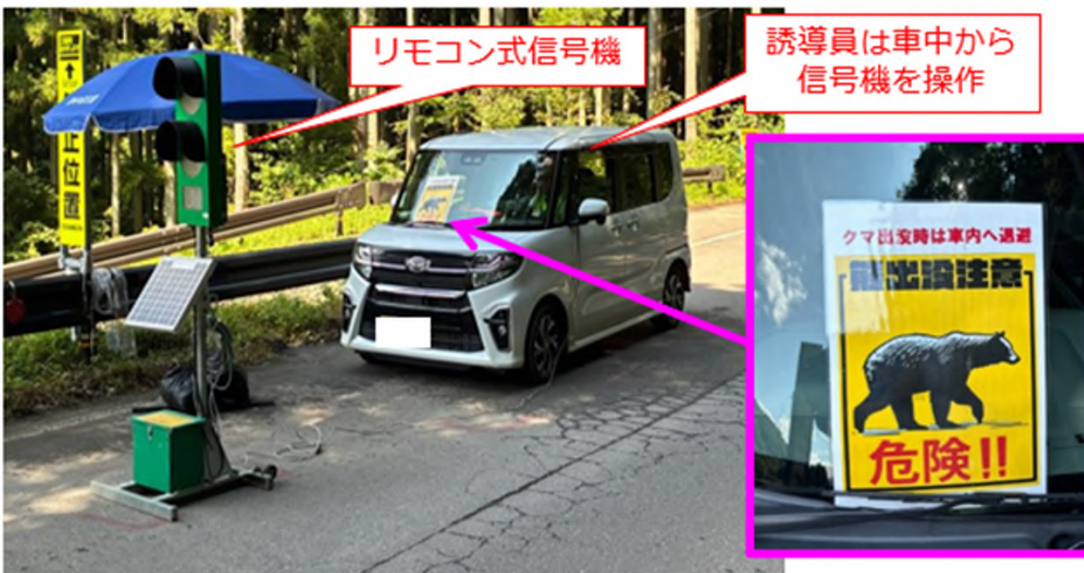
⇒動物などの動きに反応して録画するタイプの監視カメラを設置し、警戒にあたる。

事例1



## 【交通誘導警備員の安全対策】

⇒基本的に1人の作業となる誘導員の安全確保のため、規制箇所にもリモコン式の信号と軽自動車を配備して車中から信号を操作できる環境を確保(熱中症対策にも)。



## 【クマ目撃箇所に箱罫設置】

⇒クマ目撃情報を自治体に連絡し、自治体から地元猟友会へ依頼。

事例1



事例2

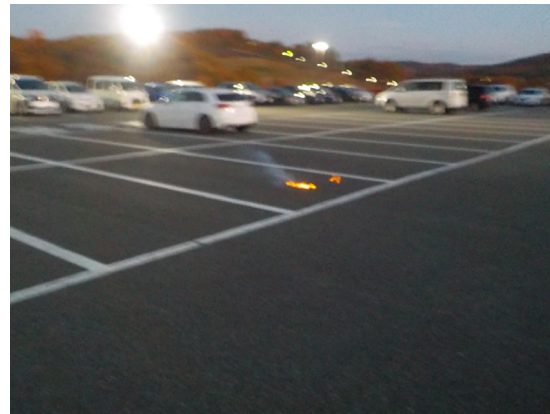


# 【事例集】東北地方整備局管内の工事現場等におけるクマ対策(7/8)

## 【事務所駐車場での取り組み】

⇒職員等の帰宅時のクマ被害防止のため、17時前頃から事務所駐車場にて爆竹等による追い払いを実施。

### 事例1 (爆竹による追い払い)



### 事例2 (花火による追い払い)



## 【SNSによる広報】

⇒クマ目撃情報があった場合、事務所SNSに投稿。

### 事例1

Twitter post: 国土交通省北上川ダム統合管理事務所 @mit\_kitakato · 43秒  
■胆沢ダム周辺クマ出没情報■  
#クマの目撃情報が増えています。十分注意してください。  
#岩手県のクマ被害防止取組事例・各種リーフレット情報  
pref.iwate.jp/kurashikanikyuu...  
#胆沢ダム #奥州湖

Facebook post: 国土交通省北上川ダム統合管理事務所 @mit\_kitakato  
■胆沢ダム周辺クマ出没情報■  
8/6(水) 胆沢ダム堤体直下に #クマ の目撃情報がありました。十分注意してください！  
#胆沢ダム #奥州湖

## 【河川巡視時の取り組み】

⇒河川巡視の際、河川利用者に対して注意喚起の呼びかけを行う(記者発表あり)。

### 事例1 (R7.10.27記者発表)

#### 注意喚起文

こちらは国土交通省 北上川下流河川事務所です。

宮城県内では、熊の被害及び目撃情報が多く寄せられているため、熊出没警報を11月30日まで継続しています。

熊はエサを探しに河川においても出没することがありますので、河川敷などを利用する場合には、十分に注意してください。

また、河川での熊の出没を防ぐためにも、河川を利用する際はごみや食べ物は捨てずに、必ず持ち帰るようお願いいたします。

河川を利用する際は、熊に注意してください  
熊の目撃情報が増えているため河川巡視を強化します

県内で熊の目撃情報等が多く寄せられているため、県では「熊出没警報」を11月30日まで継続しています。

北上川下流河川事務所管内でも、10月6日大和町森合和池内、古田川河川敷で、10月23日石巻市成田小泉地内の北上川の堤防上において目撃情報がありました。このため、河川巡視時に河川利用者に対して、注意喚起を行うこととしました。

注意喚起は、北上川下流河川事務所管内の北上川、目黒上川、江合川、鴨瀬川、古田川及びその支川の流域管理区間を1週間に2回巡視する際に巡視車両の赤色回転灯を点灯しながら、音声で河川利用者に対して熊に注意の呼びかけを行います。

■実施期間  
令和7年10月28日(火)から熊出没警報が解除されるまでの期間

■取材について  
○令和7年10月28日(火)～令和7年10月29日(水)の期間で取材対応可能です。  
○掲載先は熊出没警報発生時におまわりください。  
集合場所の住所、位置図は別紙をご確認ください。

管内の情報は次のURLからご覧いただけます。  
○北上川下流河川事務所 WebサイトURL <https://www.ibr.wlit.go.jp/3kr200/>

〈お問い合わせ先〉  
国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所  
石巻市松田字新下道 40 電話 0225-95-0194(代表)  
技術課 課長 (内線 205)  
管理課 課長 (内線 311)

## 【会社から現場への共有】

⇒作業所・営業所や個人の注意事項等を会社から現場に通知し、周知徹底を図る。

### 事例1

各位

2025年10月22日

クマ出没に伴う対応について

今般、山間部だけでなく市街地でもクマが出没し、人の生活圏に影響を及ぼすようになっています。注意点を下記の通り纏めましたので、確認願います。

1. 注意事項

- 【作業所・営業所】
  - 山地作業時や環境調査時等にも事故が発生しておりますので、各作業所で極力クマスプレーを飛行するなど対策願います。
  - 作業所や営業所にて野外活動のレクリエーションを開催したり、両員が参加者主催のイベントに参加する場合は、自身で必ず各都道府県のHPに掲載されている「[「出没マップ」](#)」「[被害状況マップ](#)」を確認し、行動に注意するようしてください。
- 【個人】
  - 特に日の出前、日没後には人気の無い場所での徒歩による外出を控えてください。
  - 河川敷がクマの移動ルートや草むら等に身を隠す場所になっていますので、出入の際に十分注意してください。
  - 住宅や敷地内で物音がしても、不用意に外に出たり、窓を開けて確認したりしないようにしてください。
  - 人気のない畑や果樹園などの見回りの際には車両を使うようにしてください。
  - 登山やサイクリング、キャンプなどの野外活動、山間部の各所田跡での観光の際には周辺の出没状況を確認願います。

2. クマ類に遭遇した場合  
環境省が「野生鳥獣の保護及び管理～人と野生鳥獣の適切な関係の構築に向けて～」において、クマ類の出没対応マニュアル(※別添参照)を定めております。特に、添付②「クマ類に遭遇した際にとるべき行動」を確認するようお願いいたします。

3. 各都道府県のクマ類の出没に関する情報提供  
東北六県の各都道府県のHPにてクマ出没に関する情報が掲載されておりますので参考にしてください。  
 ▶青森県: [クマに注意してください! - 青森県庁ホームページ](#)  
 ▶秋田県: [クマに注意してください! - 青森県庁ホームページ](#)  
 ▶岩手県: [岩手県 - 「秋のクマ被害防止取組強化月間」について](#)  
 ▶山形県: [クマに関する情報 | 山形県](#)  
 ▶宮城県: [クマに注意してください! - 宮城県公式ウェブサイト](#)  
 ▶福島県: [令和7年度クマの大規模出没から身を守るためです。 - 福島県ホームページ](#)

4. 本件に関する問い合わせ先

以上

# 【事例集】東北地方整備局管内の工事現場等におけるクマ対策(8/8)

## 【クマ被害対策パッケージを踏まえた対応】

⇒クマの早期発見や移動範囲を狭めることへの効果を期待し、河川管理上支障となる樹木伐採や草本類の踏み倒し等を実施。

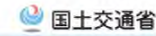
【航空写真】



▲事例1 (上: R7.11.18記者発表抜粋、下: 状況写真) ▼



## 【新庄河川事務所】最上川中流(鮭川)での対策



【山形県クマ緊急要望への直轄管理区間での協力】

- 実施内容 河川敷: バックホウの履帯で踏み倒し  
護岸部: バックホウの届く範囲でバケットで踏み倒し
- 期待される効果等: クマの早期発見、移動経路を狭める

位置図



対策位置(斜め写真)



対策状況

写真①



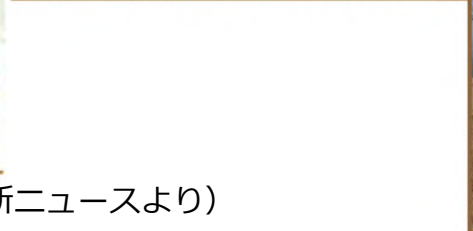
写真②



▲事例2 (左: R7.12.3記者発表抜粋、右: 状況写真)



米代川  
右岸26.4k  
米白橋上流  
付近



▲事例3 (R7.12.26出張所ニュースより)

